

三十七番 小林 義和でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第一号 平成二十四年度長野市一般会計予算、歳出、第二款総務費、第一項総務管理費について申し上げます。

勤労者女性会館しなのきについては、利用率の向上を図るため、昨年十二月に、ホールの利用料金に幅を持たせることにより、更なる利便性の向上を目指す条例改正を行ったところであります。

会館の利用状況を見ますと、全体の平均利用率三十四・九パーセントに対して、ホールは十八・六パーセントであり、会議室も含めて更に利用率を伸ばせる余地があると考えられます。

そこで、今後も更なる創意工夫により、会館の利用率向上に向け取り組んでいくよう要望いたしました。

次に、第三項戸籍住民基本台帳費について申し上げます。

外国人登録については、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正により、本年七月九日から、新たに外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、住民票に登録することを義務化する取扱いへと変更されます。

今後、対象となる外国人の方々に住民票に記載される内容を通知し、確認していただいた上で事務を進めることとなりますが、施行期日までに対象者全員が住民票へ登録され、引き続き確実に行政サービスが受けられるよう、遺漏のない事務執行を要望いたしました。

次に、第三款民生費、第二項児童福祉費について、三点申し上げます。

一点目は、病児・病後児保育についてであります。

現在、市内では長野赤十字病院内の一か所で、病気の回復期にある児童を対象とした病後児保育が運営されており、市では平成二十六年度を目標に、もう一か所、開設することを予定しております。

しかし、現在のところ、病後児保育の利用は低調であることから、市では平成二十四年度に、どの程度のニーズがあるのかを把握するための調査を実施することとあります。

については、実際に利用することが見込まれる保育園児などの保護者に対し、病児・病後児保育制度の内容をきちんと周知した上でアンケートを実施するなど、実態に即した方法で調査を実施するよう要望いたしました。

二点目は、母子家庭等援護事業についてであります。

母子生活支援施設「美和荘」は、児童福祉法に定められた施設で、様々な事情で入所された母子に対して、心身と生活を安定させるための相談・援助を行いながら、自立を支援しております。

市では毎年、老朽化した設備の更新を行っておりますが、現在の建物は建築から既に三十年以上が経過し、設備の老朽化も目立つことから、引き続き住環境の悪化を防ぐことが求められております。

そこで、今後も入所者が快適に生活できる住環境の整備に努めるよう要望いたしました。

三点目は、保育の充実についてであります。

現在、三十七園ある市立保育園のうち、正規保育士と比べ嘱託保育士の方が多く勤務する保育園は二十七園あり、保育士全体に占める嘱託保育士の割合も、過半数を超えている状況にあります。三歳未満児の保育が増えている状況などから、より多くの保育士が必要となっており、スタッフの確保が課題となっております。

保育ニーズが多様化し、それに応える充実した保育を実施していく必要がある現代では、正規保育士の担うべき役割がますます増加しております。保育士の採用について、市では、これまでも長期的な保育需要を勘案しながら正規保育士の採用に努めてこられたと思いますが、引き続き正規保育士の増員について積極的に取り組んでいくよう要望いたしました。

また、民間委託が予定されている下水飽保育園の引継保育が、平成二十四年度に実施されます。保護者においては、運営主体が変わることなどから、引継保育に対し様々な不安を感じている方もいらっしゃると思います。

そこで、これまでと同様、保護者の引継保育に対する不安を払拭する適切なフォローアップの実施に努めるよう、併せて要望した次第であります。

次に、第四項生活保護費について申し上げます。

本市の生活保護受給者は、平成二十年のリーマンショック以降、急増している状況であります。中でも景気低迷により稼働年齢層の増加が顕著であるとのことであり、仕事さえあれば働ける現役世代を、一刻も早く自立につなげるために、稼働年齢層にある生活保護受給者への就労支援を積極的に進めることが求められております。本市では、これまでも就労支援に力を入れてこられました。今後より一層の就労支援に努め、生活保護受給者の自立につなげていくよう要望いたしました。

また、生活保護受給者の急増により、ケースワーカー一人当たりの業務量も増加し

ており、過重な負担の解消が課題となっております。平成二十四年度も、ケースワーカーが増員される予定とのことでありますが、今後も適切なケースワークが実施できる人員配置に努めるよう、併せて要望した次第であります。

次に、第四款衛生環境費、第二項環境総務費について申し上げます。

今後の地球温暖化防止対策には、本市の特性に合った再生可能エネルギーの導入が必要不可欠であり、市では平成二十四年度から三年間の予定で、地元の信州大学や長野高専を初め全国の大学や研究機関などを対象に、最新技術の研究開発の動向や活用方法について、調査研究を実施することであります。

今後、再生可能エネルギーの導入は、急速に進むものと思われ、本市としても導入可能なエネルギーについては最大限活用していくべきであります。

ついては、この度の調査研究を将来の本市のエネルギー政策確立に資するものとするために、実施に当たっては、関係部局や専門家などとも十分連携しながら取り組んでいくよう要望いたしました。

次に、議案第二号 平成二十四年度長野市国民健康保険特別会計予算のうち、直診勘定について申し上げます。

中山間地域の医療の確保を図るため、現在、本市では九か所の国保直営診療所を運営しております。いずれの診療所も、公共交通が不便で高齢化も進んでいる地域であり、また災害時には、そこが救護所になる可能性もあるなど、住民にとってなくてはならない施設となっております。

しかし、更なる利用者の減少により診療所の閉鎖も懸念されることから、今後も診療所が存続できるよう、地元の住民自治協議会に対し利用促進を働き掛けることにも、これらの地域が置かれた状況に鑑み、市としても診療所を存続させるよう要望した次第であります。

次に、議案第十号 平成二十四年度長野市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険制度と同様に、後期高齢者医療制度においても、短期被保険者証が発行されております。これは、被保険者間の負担の公平を図るため、保険証の有効期間を短くすることにより、滞納者と接触の機会を設け、保険料納付相談につなげるために行われるものであります。

制度上、やむを得ない面もありますが、長野市の国民健康保険と同様に、きめ細かな納付相談などの対応により、可能な限り短期被保険者証を発行しないような取組を、後期高齢者医療広域連合に対し働き掛けるよう要望いたしました。

次に、保健福祉部の所管事項について、三点申し上げます。

一点目は、食品の放射性物質検査体制の構築についてであります。

市民が消費する食品の放射性物質検査機器について、市は消費者庁の機器貸与事業を活用するとしております。しかし、既に第三次配分までが決定されましたが、本市はいまだ選定されておられません。

市では、四月中旬頃に決定される第四次配分に期待しているとのことですが、これと並行して国庫補助事業を活用し、市独自での検査機器の購入も検討しているとのことであります。

学校や保育園での給食用食材を初めとした、食品の安全性に対する市民の不安を払拭するためにも、可能な限り速やかに検査体制を構築する必要があることから、本市に最も適した機器を選定し、市独自での検査機器購入に向け、早急に取り組むよう要望いたしました。

二点目は、孤立死を防止するための取組についてであります。

東京都立川市で、先月中旬から今月上旬にかけて、病気や障害のある家族を一人で支える二人暮らしの家庭で、孤立死と見られるケースが相次いで発生したことは記憶に新しいところであります。

本市では、民生委員による日常的な見守り活動を中心に、地区住民の生活状況の把握に努めておりますが、ふだんから周囲との交流が少なく生活状況が把握しにくいケースも見受けられるとのことであります。

そこで、本市において孤立死が発生することのないよう、この度の立川市のケースを教訓に、これまでの取組を再点検し、民生委員や電気・ガス事業者などの関係者の協力も得て、要援護者把握体制の強化に取り組むよう要望いたしました。

また、保健福祉部の各課には、様々な問題を抱え困窮している方々が直接相談に来られるとともに、そのような方々に関する情報が関係者から集まってまいります。

この度のような悲劇を引き起こさないために、業務に当たる職員は困窮している方々の心情を酌み、問題解決に向け強い責任感を持って臨むよう、併せて要望した次第であります。

三点目は、障害のある子供に対する支援体制についてであります。

長野市社会事業協会が建設を計画している発達支援センターでは、これまで別々の施設で実施されてきた障害児の通園事業とデイサービス事業とを統合して実施する他、相談支援事業や研修事業なども新たに実施することであります。

障害児に対しては、乳幼児期、学齢期、青年期とそれぞれの成長段階に応じた継続的な支援が必要であり、本センターには長野市全体の発達障害児支援の拠点として適切に機能することが求められております。

長野市障害者基本計画においても、母子保健事業・早期療育体制の充実がうたわれております。対象児童や保護者のニーズを慎重に見極めながら、保健福祉部、保健所などの関係各課が情報を共有し連携して、個別のニーズに即した支援が継続的に可能となる支援体制づくりに向け、積極的に取り組むよう要望いたしました。

次に、生活部の所管事項について申し上げます。

長野市民病院の経営については、救急医療や専門的ながん診療の一層の充実に取り組んできた結果、今年度も公立病院改革プランを上回る経営改善が見込まれます。これまで、経営の健全化を着実に進めてきたことにより、平成二十四年度の病院事業会計予算において経常収支の黒字化を見込むに至ったことは、評価するものであります。その市民病院の指定管理者である、財団法人長野市保健医療公社の経営状況については、地方自治法の規定に基づき、毎年、議会に事業報告書及び事業計画書が提出されておりませんが、公社職員の給与などの詳細な部分は示されておりません。

市民病院の設置者は長野市であり、一般会計からも多額の繰出金が拠出されております。今後、公社の経営状況の詳細についても検証し、更なる医療体制の充実につなげるためにも、詳細部分の開示の可能性について検討するよう要望いたしました。

最後に、請願第四号 当事者総意に基づく「障害者総合福祉法」に関する請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。